

平成30年度第1回技術委員会（準備書第1回審議）及び追加提出の意見に対する都市計画決定権者等の見解

資料1

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
1	全般	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備書のP4-4に気温と降水量が10年分まとめてあるが、降雨災害を検討する際には、年間降水量よりも時間降雨量が重要となるため、時間降雨量に係る資料を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> P4-4については、大気を予測するにあたり28年度の数字を主に使って計算しているが、過去10年と比較して、28年度の値が特異ではないことを示すために記載しています。 御指摘の意見は防災に関するものですので使い道が違うのではないかと思います。また防災の必要性に関してこの10年分の数字を使っていけばよいのではないかというのは資料の作り込みについて御検討させてください。環境影響ということに関すると、資料に防災の話を含めるべきなのかどうか、検討させていただければと思います。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長野県環境影響評価技術指針マニュアルにおいて「崩壊その他の自然災害を生じやすい地域」を把握することとなっているため時間降雨量を追記します。（資料1-1）
2	全般	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備書のP4-4の表で、最低気温の欄に-10℃以下という値があるが、P4-5の表を見ると28年度にはその数値がないのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> P4-5の数字は月の平均値となっています。それに対して一番低い値がP4-4にあります。日最低値の月平均値と一番低い値ということの違いということで、より低い値がP4-4に書いてあります。
3	全般	大窪委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画案に対する住民からの意見も、技術委員会に提供してほしい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> アセスに対する意見か都市計画に対する意見か曖昧なものもある。また、都市計画に対する意見であっても、参考情報として提供いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画の案とアセス法の準備書の案と両方で縦覧しておりまして、明らかに都市計画の案だというものは都市計画審議会でご審議いただき、環境影響評価の準備書に対する意見については、こちらの委員会に報告させていただくこととなりますが、都市計画案と環境影響評価、どちらにも分けることができない意見はこちらへ報告させていただくこととなります。参考のために都市計画案に意見が必要であればご報告させていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3回審議で都市計画道路変更案に対する住民意見の内容もお示しする予定です。
4	全般	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の統一をお願いしたい。例えば、一般国道153号線を調査地点、既存道路とか、背後地の15mと20mラインが同じ色になっているのでわかりにくい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、評価書で記載を改善します。（資料1-2） 騒音の予測図(P12.2-20～)に示した赤の点線の15mラインと20mラインは異なる色へ修正します。（資料1-2）
5	事業計画	大窪委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ルートの実定度はどの程度か。今後変更されることはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業についてはただ今並行して都市計画の手続をしているので、ルートについては御意見を聞いている段階なので完全に決まったというわけではありません。準備書と都市計画案と一緒に縦覧をかけた意見書をいただき、都市計画審議会にも報告する形になりますので、今のところは法定の手続にしっかり入っているということです。この案でこの準備書ができておりますので、あとは都市計画審議会での審議が最終的に残っている状況です。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
6	事業計画	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高架やトンネルといった基本的構造についても確定していないと考えてよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の決定する図書の中には道路の幅員や車線数がありますが、構造形式についても記載するところがあり、それが決定事項になっています。嵩上げ式なら5m以上の高さの盛土が350m以上続くかについては都市計画の決定の内容に入り込んでいます。基本的には構造についても都市計画の中で決められていくということになります。
7	事業計画	北原委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大沢川沿いは狭く、両岸が急傾斜であり、また、森林や竹林が残っている状況であるが、どうやって盛土で28mの幅を取るのか。また、右岸側の住宅地へはどの程度影響が出るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり大沢川沿いに下るわけですが、右岸側に平らなスペースがありましてスペースの中で道路は十分設置できる計画です。 ・天竜川の左岸の段丘より開けた方になると住宅に影響が出てくる場所がありますが、御指摘の大沢川の谷地形の部分に関しては、数軒はかかりますが大きくかかることにはなっておりません。
8	事業計画	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土に用いる土砂をどこからどの程度持ってくるか、土砂の質等の想定があれば記載すること。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外から土砂を持ち込む場合は、混入物による影響は回避する必要がある。放射性物質の問題もあることから、現時点では持ち込む土砂の発生元が決まっていなくとも、汚染防止対策を採ることは述べてほしい。土壌汚染については環境影響評価項目として選定していないが、環境保全への配慮ということで、評価書に記載をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生元はまだ決まっていません。他の事業とのバランスもあり今後検討することとしています。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土材の汚染防止対策について評価書第3章に記載します。(資料1-3)
9	事業計画	北原委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那市防災マップによると伊那市下殿島における大沢川流域には土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている急傾斜地や河川浸水想定区域内に道路事業実施区域が存在している。土地の安定性の観点から、道路は盛土構造の計画であり法面の崩壊等の災害への影響はどのように考えているのか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を極力避けるルートとしていますが、必要に応じて事業実施時に対策を検討します。 ・天竜川及び大沢川の浸水想定区域内では道路計画高を高くするとともに、河川水により路体が浸食されないコンクリート構造としています。(P3-14)
10	事業計画	北原委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那市下殿島で天竜川を横断する形で長く盛土道路が造成されることになるが、天竜川が氾濫した場合は、道路の上流側の低平地が湛水し天竜川右岸等にある低平地内の民家に影響が出ないか。過去の下殿島地区の天竜川氾濫の資料は検討しているのか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の天竜川の氾濫について既存資料を確認しています。近年の災害において下殿島地区における浸水の記録が確認できなかったことから、公表されている浸水想定区域図から対策を検討しています。 ・天竜川右岸の伊駒アルプスロードから南側には人家が存在しません。北側については下流からの氾濫流が伊駒アルプスロードによって阻まれるため、人家への影響が増加することはないと考えます。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
11	大気質	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書によると、この地域では光化学オキシダントが環境基準を満たしていない。自動車交通により発生する二酸化窒素は光化学オキシダントと関連があることが知られており、また、伊那盆地では、逆転層が起り影響を受けやすいと考えられることから、光化学オキシダントについても環境影響評価項目に選定してもよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オキシダントはNO₂や炭化水素の反応により発生し、オゾンで構成されるものであり、全国的に濃度が高く環境基準の達成率は悪く、また、西の方から越境している調査結果もあり、広域的な汚染物質と理解しています。この地域ではオキシダントが滞留して濃度が高くなるとの認識はなく、道路アセスにおいてオキシダントについては、広域影響でもあり予測評価はしておりません。
12	大気質	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質について事後調査がないが、逆転層が起りやすい地域であることを考えると必要なのではないかと。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法対象事業については、法律上の規定では、不確実性の存在があれば事後調査を行うことされており、本事業においても、法律上の事後調査報告書の対象となる項目が選定されている。ただ、予測の正確さの検証は当然、事業者の責務としてある。リニア中央新幹線では、住民の生活環境の保全に必要な調査を実施することの知事意見に基づき、法律上の事後調査とは異なる一種の事後調査をモニタリングとして報告を受けている。法律の事後調査とは別枠で考えてモニタリング結果の報告を求めることはできる。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理上等のモニタリング調査を実施している事例もあることから、法律上の事後調査とは別に地域特性を踏まえた検証・確認が必要か検討します。
13	騒音	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那市原新田における騒音の環境基準未達成について、基準を超過しているのは1か所であるのに、なぜ4地点が赤で囲まれているのか。環境基準70dBに対して予測値66dBの地点で遮音壁を設置するのであれば、他の地点で環境基準と同じ数値や基準に近い調査結果が得られている地点でも遮音壁が必要ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊那市原新田で環境基準を超えている地点を含めて赤で囲った地点において遮音壁を設置しますが、1mの遮音壁を設置する箇所では遮音壁の効果を示すために赤で囲っています。 ・騒音が環境基準を1dB超えると遮音壁を設置し、基準と同じであると設置しないのはなぜかというお尋ねですが、定量評価は数値一つで評価せざる得なく、予測精度の正しさの問題はあります。したがって、原新田の1地点では超えないという可能性もあり、あくまでも予測値で他の地点でも超える可能性はある中で保全措置を講じていくものであるものとの御理解をお願いします。
14	騒音	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の調査は1日だけであり、精度がどの程度あるのか。また、調査結果と環境基準の照合でどれだけの意味があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境センサスの全国の国道などの道路の騒音を測定するモニタリングを行っているが365日のうちの24時間の測定でその地区の代表として調査結果としています。調査にあたっては日曜日や正月など特異な日は配慮して当該地の代表値としています。
15	騒音	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測結果が環境基準値に近い地点は継続的に調査を実施いただき、基準を超えるようであれば防音壁を設置する予定がなくても結果を見て設置するような環境保全措置を示した方が住民も安心できるのではないかと。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工管理上等のモニタリング調査を実施している事例もあることから、法律上の事後調査とは別に事業の進捗を踏まえ検証・確認が必要か検討します。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
16	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-30の表12.2.1-12(1)に騒音予測結果（既存道路の等価騒音レベル）が示されているが、P12.2-5の表12.2.1-3(2)に記載されている調査結果（例えば、番号Bの一般国道153号線：昼間70dB、夜間65dB）を利用していない理由はどうか。また、既存道路の騒音を予測している理由は。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊駒アルプスロード整備後の既存道路の交通量を基に算出した騒音予測値を使用しています。 ・予測地点における騒音は計画路線（伊駒アルプスロード）及び既存道路それぞれの予測値を合成した値により評価するためです。
17	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-33～34に記載している「遮音壁の設置による低減効果」について、具体的に計算した結果を例示してほしい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮音壁の設置による低減効果について、計算結果を資料編第10章に記載します。（資料1-4）
18	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予測手法は科学的知見に基づくものである」は、事実である。準備書P12.2-35に記載している「効果の不確実性／なし」は、「効果の不確実性／小さい」と表現する方が適切ではないか。以下同様。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置の予測の不確実性に関する記載ではなく、環境保全措置の効果に不確実性があるかないかについて整理した表となります。
19	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-39～42の表12.2.1-19(1)～(2)及び表12.2.1-20(1)～(2)に騒音の評価結果が示されているが、評価の欄に「目標との整合が図られている」と記載されているが、目標が記載されていない。以下同様。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基準又は目標との整合」であり、ここでは「基準」との整合として環境基準を記載しております。その旨はP12.2-37に示しています。
20	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書P12.2-33～34に記載している騒音の予測結果には、現況等価騒音レベルL_{Aeq}とΔLが記載されていない。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載項目は「道路環境影響評価の技術手法」及び「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」によります。
21	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <p>準備書P12.2-52に記載している対象ユニットは、それで良いが、使用している建設機械が明確になっていると更にわかりやすい。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する主な建設機械は、P3-17～3-23に記載しています。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
22	振動	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P12.2-33～34P12.3-1に記載している「道路環境整備マニュアル」の出典を記すこと。	【事後回答】 ・「出典：「道路環境整備マニュアル」（平成元年1月 社）日本道路協会）」を追記します。（資料1-5）
23	振動	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・準備書P12.2-38P12.3-38に記載している「振動予測結果」には、 ΔL を記すこと。	【事後回答】 ・記載項目は「道路環境影響評価の技術手法」及び「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」によります。
24	低周波音	塩田委員	【第1回審議追加意見】 ・現況の調査測定結果（ L_{50} , L_{65} ）がどうしてないのか。	【事後回答】 ・低周波音の項目における調査は、「道路環境影響評価の技術手法 国土技術政策総合研究所資料第714号」に記載のとおり、住居等の位置（住居等の配置の状況）について行っています。方法書中の記載も、調査する情報は住居等の配置の状況のみとしているため、現地における測定を行っていません。
25	水象 (地下水)	山室委員	【第1回審議】 ・宮田村中越で地下水位への影響があるが通水工対策を行うので地下水位への影響を回避若しくは低減できると説明があったが、どういった対策を行うのか具体的なものが書かれておらず、現状の記載だけでは影響を回避若しくは低減していることを理解できない。通水工対策について、どのような対策を行うか具体的な説明を示してほしい。	・ご承知のように地下水は見えないもので、掘った場所によって地下水の高さは変わってきます。現時点では用地の買収が終わっておりませんので、周辺で地下水を測ってトンネルを掘る地点の地下水位を予想している状況です。そのため、事後調査として、用地買収が終わった際にトンネルを掘る地点でボーリング調査等を行い地下水位の測定をします。その結果をもって、通水工対策の効果や必要性、規模の検討を行ったうえで実施し、地下水の保全をしていきたいと思っております。
26	水象 (地下水)	富樫委員	【第1回審議】 ・先ほどの山室委員の質問に対する答えが、「やってみなければわからないので、後で確かめてなんとか対処します」という趣旨の回答になっており、それでは何のための予測評価なのかと感じた。 ・通水工対策について、都市部においてアンダーパスを通す際の通水対策工等の類似事例を探し、その事例を示すこと。都市部の道路工事では、周辺地下水がどう変わるのかシミュレーションしているので、きめ細かい説明をお願いしたい。 (片谷委員長) ・過去に、地下水の阻害が起こらないように対策を行った工事の例はある程度情報があるはずであるから、参考例を示してもらいたい。やはり具体的にこういう工法がありうることを示してもらわないと、地元の住民の方も安心できない。	・地下水に対する保全対策の事例や実績について、もう少し情報を仕入れまして、次回にはご提示をして、地下水に関してもう少し具体的な対策を示していきたいと思っております。 【事後回答】 ・通水工法の概要は以下のとおりです。（資料1-6） (1)集水（上流側で地下水を集める） (2)通水（交差区間をパイプ等で通過させる） (3)涵養（下流側で地盤に還元） ・主務省令に基づき、工事の実施中等において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があるものとして、関係機関及び専門家等の意見指導を得ながら事後調査をすることとしています。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
27	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所周辺の地下利用状況について、現地調査をどの程度行っているか。また、個人の井戸の利用状況に関する調査結果も示すこと。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回審議でお示しします。
28	地形・地質	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業地域内の市村において、揺れやすさマップや液化化危険区域マップなどを示したハザードマップ等の作成されているか状況を確認し、作成されていれば資料として追加してほしい。 ・県で作成した揺れやすさマップを資料として追加してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の御意見は、各市町村に確認し次回お答えさせていただきます。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価技術指針マニュアルにおいて「崩壊その他の自然災害を生じやすい地域」を把握することとなっているため、各市村のハザードマップ、液化化マップ及び揺れやすさマップを追加します。(資料1-7)
29	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオムラサキ及びミヤマシジミについては、エノキやコマツナギといった食樹の何パーセントが消失するか算出し、影響を評価してほしい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県では技術指針の中で、特定の種に関して数値を出して記載する精緻な解析を求めている。この事業は法対象事業だが、県が実施している事業であるので、ぜひ県の技術指針に記載されていることを参考にしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミヤマシジミとオオムラサキにつきましては、方法書のときにご意見を頂いており、この2種については、食草の生息地を現地踏査したうえで、ルートの決定の際にご配慮をさせていただいております。 ・また、私どもはミヤマシジミとオオムラサキ以外にも、100種近い予測対象種を選定しており、横並びで予測評価させていただいております。多様性指数の話もありますので、先生とは一度ご相談をさせていただき、そういった数値化も考えていかなければいけないと思っておりますが、準備書の記載としては、従来の形に沿った予測評価をさせていただいております。 ・ただ、これらの種に関しては、現地調査を多めに行っておりますので先生のご意見については十分に反映できると考えております。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価技術指針マニュアルに基づいて3箇所のエリアそれぞれにおいて、ミヤマシジミとコマツナギ、オオムラサキとエノキの改変率による予測を行いました。その結果については、評価書の資料編に掲載します。(資料1-8)
30	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオムラサキとミヤマシジミについては、個体そのものと食草について、具体的に長野県技術指針マニュアルP12-15例の表を作成して影響を予測していただきたい。 ・その時、事業によって消滅する生息環境(具体的に食草や食樹)があれば、その場所にいる希少種を改変前に他の生息場所に移動する措置をとっていただきたい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価技術指針マニュアルに基づいて3箇所のエリアそれぞれにおいて、ミヤマシジミとコマツナギ、オオムラサキとエノキの改変率による予測を行いました。その結果については、評価書の資料編に掲載します。(資料1-8) ・オオムラサキとミヤマシジミの食草や食樹についても、植物で生育環境が保全されないおそれがある4種と同様に、代償措置として移植を行うこととします。移植については、準備書の表12.10.1-16(P12.10-46)に記載のとおりです。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
31	動物	中村雅彦委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライド89枚目の動物の「調査の手法」に「行動圏調査」を猛禽類調査として加えること。 ・行動圏調査から巣からの距離だけでなく、高利用域と工事場所との距離を判定し、保全措置の資料とすること。 ・事後調査においても「行動圏調査」を加えること。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛禽類の行動圏に関する調査としては、定点調査を行っていますが、営巣地に関する結果以外は別冊に含まれていません。 ・営巣地と計画路線が離れていることから高利用域等の解析は必要ないと判断しました。 ・事後調査の方法については準備書の表12.9.1-39（P12.9-135）の表中に記載のとおり、広義の意味で「直接確認による生息状況の確認」と記載しておりますが、事前調査と同様に定点観測を行う予定です。
32	動物	中村雅彦委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライド91枚目の猛禽類の中に「ヤマセミ」が入っているが、ヤマセミは猛禽類ではない。ヤマセミを一般鳥類に移動し、確認種数、貴重種数、予備対象種数の種数を確認すること（評価準備書の内容も確認すること）。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライドの記載ミスです。準備書ではP12.9-18に記載のとおり、一般鳥類に分類しています。
33	生態系	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の予測評価に関しても長野県技術指針マニュアルP13-14例の表を作成して影響を予測を試みてほしい。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県環境影響評価技術指針マニュアルに基づいて生態系の予測を行いました。その結果については、評価書の資料編に掲載します。（資料1-9）
34	生態系	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査については、猛禽類のみ行うとなっている。知事意見にあった生態系の定量的評価については、国アセスでは求められていないが、もし可能であるならば、特定の種グループに絞ってバイナリーデータによる類似度係数（CCやCS係数）などを使って事後評価を試みてはどうか。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査の実施段階において、バイナリーデータによる類似度係数（CCやCS係数）などを使った評価手法の適用について検討します。
35	景観	陸委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の変化を把握するためのモニタージュ写真（準備書P12.12-18～24）は広角すぎて、変更部が実際の視認景観よりも小さくなりすぎ、評価にとって適切ではない。 特に、No11（予測地点番号I、12.12-34）では、「三峰川サイクリング・ジョギングロード」が高架構造と交差する部分が撮影されているはずなのに交差部分がほとんどわからない。 また、この部分のジョギングロードはほぼ直線なのに、写真では右にカーブしている構造物がサクラの陰になっているように見えるがなぜか。 フォトモニタージュは、実際の視認景観に近い画角で示すべきである（資料1：スライド13枚目のように。これは12.12-34と同様の箇所を撮影しているが、フォトモニタージュ法においてもそれと同様の画角で撮影した写真を示すべき）。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点からの眺望景観は、中央アルプス等の遠方にある景観資源を対象としています。その景観資源の全景を写したことにより被写体が小さくなっています。 ・予測地点番号I（伊那市美篤川手（春の三峰川堤防））の眺望点（撮影点）からの眺望景観において、三峰川サイクリング・ジョギングロードは地図上では直線に見えますが、現地は局所的にカーブしています。

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
36	景観	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高架が景観に与える影響を検討するため、高架の地点が分かりやすい資料を示してほしい。 <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スライド19枚目の縦断図が全部赤い線を書いてあるが、道路構造によって色を変え、また、もう少し大きい版で提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在都市計画されております橋梁、盛土、高架の区分けを図示して、次回お示ししようと思いません。 <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦断図を盛土部、切土部、直壁部、トンネル部及び橋梁部に分けて色塗りをして表示します。また、拡大した縦断図も表示します。(資料1-10)
37	人と自然との触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接改変が予定されている「三峰川サイクリング・ジョギングロード」の予測評価(12.13-22)が特に重要である。 「予測項目」：「主要な人と自然との触れ合い活動の場及び自然資源の改変」の「予測結果」では「ロードに橋台が設置されるため、付け替えが必要」とあるが、それにもなう環境保全措置が示されていない。付け替えロードがどこを通過するのか、それによってどの程度の影響回避・低減になるかを具体的に示すべきである。 「予測項目」：「快適性の変化」の「予測結果」では、「風景の変化が生じる」とあるが、環境保全措置が示されていない。こちらも影響回避・低減措置について具体的に示すべきである。 	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三峰川サイクリング・ジョギングロードについて、予測の結果は準備書P12.13-22に示すとおり、「近傍において一部風景の変化が生じる」としています。この予測結果を受け、工事及び道路の建設にあたっては『法面等の緑化による調和』『道路付属物の形状、デザイン、色彩の検討』『工事施工ヤードの設置位置の検討による地形改変の最小化』『迂回路の設置』4つの環境保全措置の実施を行うこととしています。 なお、付け替えは堤内地側で、かつ遠回りにならない位置にボックスカルバート等を設置して機能を確保することで、利用性及び快適性の影響を低減しています。